

緊急事態宣言発令期間中の教育活動等について（期間延長）

兵庫県における緊急事態宣言が9月30日まで延長されたため、伊丹市における学校等における教育活動を下記のとおりとする。

9月12日までの対応をそのまま延長するものとなっており、内容に変更はありません。

記

1 教育活動

- ・ 県内の教育活動は十分な感染症対策を実施した上で行う。
- ・ 県外での活動は行わない。
- ・ 県内外での宿泊を伴う活動（修学旅行、自然学校等）は行わない。
- ・ 校外から多くの人々が来校する行事（授業参観等）は原則自粛する。

2 部活動

緊急事態宣言の発令期間は原則休止とする。

3 体育大会

緊急事態宣言の発令期間は自粛する。

4 保育所園・こども園（2, 3号）・児童クラブ

感染症対策を実施した上で原則開所（実施）する。

5 社会教育施設

感染症対策を実施した上で開館する。

6 学校施設開放

緊急事態宣言の発令期間は開放しない。

7 ワクチン接種の推進

12歳以上のワクチン接種を推進する。

以上